

○宮崎大学農学部獣医臨床教授等の称号付与規程

平成 19 年 3 月 20 日  
制 定

改正 平成 20 年 2 月 5 日 平成 22 年 3 月 8 日

(目的)

第 1 条 この規程は、宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）における獣医臨床教育に協力する学外の豊富な臨床経験を有する優れた者に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第 2 条 称号の種類は獣医臨床教授及び獣医臨床准教授（以下「獣医臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第 3 条 称号を付与できる者は、本学部の獣医臨床教育に協力する獣医師の資格のある者又はそれに相当する者であって、第 5 条に該当する者とする。

(選考及び称号付与)

第 4 条 獣医臨床教授等は、別紙様式 1 による本学部獣医学科の推薦に基づき、獣医臨床教授等選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考し、教授会の議を経て学部長が称号を付与する。なお、選考委員会は、学部長、副学部長（教務担当）及び各学科長で構成する。

(選考基準)

第 5 条 獣医臨床教授等として選考できる者は、優れた臨床能力及び教育能力を有する者で次に該当する者とする。

- (1) 獣医臨床教授は、診療機関、教育機関及び研究機関等において臨床経験を 15 年以上有する者
- (2) 獣医臨床准教授は、診療機関、教育機関及び研究機関等において臨床経験を 10 年以上有する者

(職務)

第 6 条 獣医臨床教授等は、本学部のカリキュラム等に基づき必要な教育を行うものとする。

(称号を付与する期間)

第 7 条 獣医臨床教授等の称号を付与する期間は、獣医臨床教育に協力する期間とする。

2 前項の期間は当該年度内とし、更新を妨げない。

(称号付与の通知)

第 8 条 獣医臨床教授等の称号の付与は、学部長が別紙様式 2 による文書を交付して行うものとする。

(承諾)

第 9 条 学部長は、獣医臨床教授等の称号の付与に当たっては、別紙様式 3 により本人の承諾を得るものとする。

第 10 条 獣医臨床教授等には給与及び謝金等の報酬は支給しない。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、獣医臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 5 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式1（第4条関係）

獣医臨床教授等推薦書

研究室名 \_\_\_\_\_

教授名 \_\_\_\_\_

候補者氏名		生年月日	昭和	年	月	日生( 歳)
現職名						
付与予定称号名	宮崎大学農学部獣医臨床（教授・准教授）					
臨床教育の 指導等の内容	担当授業科目等名					
	前期・後期・通年の別					
	授業科目等担当時間数	週	時間、月	時間、期間中	時間	
指導等期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日					
授業プログラム 及び推薦理由						
履歴書・業績目録	別紙のとおり					

履 歴 書

ふりがな 氏 名	印
本 籍 地	(都道府県名のみ記入)
現 住 所	
生年月日	昭和 年 月 日生 ( 歳)
年号・年月日	学 歴 (高等学校卒業から記入)
年号・年月日	免 許 ・ 資 格
	獣医師免許取得 (第 号)
年号・年月日	学会活動 (所属学会及び身分を記入)
年号・年月日	職 歴 ・ 研 究 歴
年号・年月日	業績目録 (主なもの)

別紙様式2 (第8条関係)

(氏名)

宮崎大学農学部獣医臨床 (教授、准教授) の名称  
を付与する

付与の期間は、平成 年 月 日までとする

平成 年 月 日

宮崎大学農学部長

氏名

印

別紙様式3 (第9条関係)

承諾書

宮崎大学農学部長 殿

平成 年 月 日  
氏名 印

宮崎大学農学部において貴学部のカリキュラム等に基づき、下記のとおり獣医臨床教育に協力することを承諾します。

記

称 号 : 獣医臨床 (教授、准教授)

期 間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

担当授業科目等名 :

担当時間数 : (週 時間、月 時間、期間中 時間)

給与及び謝金等 : 一切支給を受けない